

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【公開番号】特開2017-217874(P2017-217874A)

【公開日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-048

【出願番号】特願2016-115604(P2016-115604)

【国際特許分類】

B 4 1 N 1/24 (2006.01)

B 4 1 M 1/12 (2006.01)

H 0 1 L 31/0224 (2006.01)

【F I】

B 4 1 N 1/24

B 4 1 M 1/12

H 0 1 L 31/04 2 6 4

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属箔からなるスクリーン印刷用メッシュ部材であって、複数の開口部が一方向に沿って配置されており、

長手方向が前記一方向であって前記複数の開口部にわたって、前記一方向と交差する方向について $10 \mu m$ 以上 $60 \mu m$ 以下の範囲の幅Wで離間する2本の直線によって画成されるラインパターンにおいて、前記ラインパターン内の前記複数の開口部の面積の標準偏差が、 $3 \cdot 8 W (\mu m^2)$ 以上 $(20W + 10) (\mu m^2)$ 以下の範囲にある、スクリーン印刷用メッシュ部材。

【請求項2】

前記ラインパターン内の前記開口部の面積の平均値が $700 \sim 2000 \mu m^2$ の範囲にある、請求項1に記載のスクリーン印刷用メッシュ部材。

【請求項3】

前記金属箔は、厚さが $5 \mu m$ 以上 $30 \mu m$ 以下である、請求項1又は2に記載のスクリーン印刷用メッシュ部材。

【請求項4】

前記金属箔は、ステンレス鋼、チタン、チタン合金、ニッケル、ニッケル合金、銅、銅合金、アルミ合金の群から選ばれる少なくとも一つを含むことを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載のスクリーン印刷用メッシュ部材。

【請求項5】

請求項1から4のいずれか一項に記載の前記スクリーン印刷用メッシュ部材と、

前記一方向に沿って配置されている前記複数の開口部を覆う樹脂と、

長手方向が前記一方向であって前記複数の開口部にわたって設けられ、前記一方向と交差する方向について $10 \mu m$ 以上 $60 \mu m$ 以下の範囲の幅Wで離間する2本の直線によって前記樹脂を開口して画成されたラインパターンと、を備えたスクリーン印刷版。